

## 第6章 議会・議会事務局の機能の強化

### (議会の機能強化)

第16条 議会は、町長等の事務の執行の監視及び評価に関する機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

### (調査研究機関及び検討会等の設置)

第17条 議会は、町政の課題に関する調査研究のため必要があると認めるときは、専門的知見を有する者等で構成する調査研究機関を設置することができる。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の調査研究機関の構成員に議員を加えることができる。
- 3 議会は、町政の課題に関する調査又は検討のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

### (議員研修の充実強化)

第18条 議会は、議員の政策形成及び立案等の能力向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。

- 2 議会は、前項の議員研修に当たり、広く各分野の専門家、町民との研究会を開催することができる。

### (政務活動費)

第19条 議員は、政務活動費を有効に活用し、政策提言等に活かすよう町政に関する調査研究を積極的に行わなければならない。

- 2 議員は、政務活動費の適正な執行を図るとともに、町民に対して使途を説明する責務を有する。
- 3 議会は、政務活動費の收支報告書を公表すること等により、使途の透明性の確保に努めるものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、政務活動費に関しては、別に条例で定める。

### 解説

第16条では、議会が持つ執行部の監視及び評価機能や、政策立案・提言機能の強化を図ることを定めています。議会の活動原則を定めた第2条第3号の規定を踏まえ、「町民本位の立場」から、監視、評価を定めたものです。第19条では、政務活動費について規定しています。政務活動費は請求のあった議員個人に対し、平成26年度から交付を開始し、議員の政策の調査・研究が確実に行われ政策提言に繋がるよう積極的に活用することと規定しています。